

中華人民共和国広告法

(1994年10月27日、第8期全国人民代表大会常務委員会第10回会議で可決、2015年4月24日、第12期全国人民代表大会常務委員会第14回会議で改正、2018年10月26日、第13期全国人民代表大会常務委員会第6回会議における「『中華人民共和国野生動物保護法』など15の法律の改正に関する決定」により一回目の修正、2021年4月29日、第13期全国人民代表大会常務委員会第28回会議における「『中華人民共和国道路交通安全法』など8の法律の改正に関する決定」により二回目の修正)

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 広告内容の基準
- 第3章 広告行為の規範
- 第4章 監督管理
- 第5章 法的責任
- 第6章 附則

第1章 総則

第1条 広告活動を規範化し、消費者の合法的權益を保護し、広告業界の健全な発展を促進し、社会・経済の秩序を維持するために、本法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内において、商品経営者またはサービス提供者が特定の媒体や形態を通じて自身の宣伝する商品またはサービスを直接的または間接的に紹介する商業広告活動には、本法を適用する。

本法にいう広告主とは、商品またはサービスの宣伝を目的として、自らまたは他人に委託して広告の設計、制作、掲出を行う自然人、法人またはその他の組織をいう。

本法にいう広告取扱業者とは、委託を受けて広告の設計、制作、代理業務を提供する自然人、法人またはその他の組織をいう。

本法にいう広告媒体業者とは、広告主または広告主が委託した広告取扱業者のために広告を掲出する自然人、法人またはその他の組織をいう。

本法にいう広告推奨者とは、広告主以外で、広告の中で自身の名義またはイメージをもって商品、サービスの推奨、証明を行う自然人、法人またはその他の組織をいう。

第3条 広告は、真実かつ合法であり、広告の内容を健全な表現形式で伝達し、社会主義精神文明の構築および中華民族の優れた伝統文化の発揚に関する要件を満たすものでなければならない。

第4条 広告は、虚偽または誤解を招く内容を含めてはならず、消費者を欺いたり、誤認させたりしてはならない。

広告主は、広告内容の真実性について責任を負う。

第5条 広告主、広告取扱業者、広告媒体業者は、広告活動を行う場合に、法律法規を遵守し、信義誠実の原則に基づき、公正な競争を行わなければならない。

第6条 国務院の市場監督管理部門は、全国の広告監督管理業務を主導し、国務院の関連部門は、それぞれの職責の範囲内で広告管理関連業務を担当する。

県級以上の地方市場監督管理部門は、その行政区域の広告監督管理業務を主導し、県級以上の地方人民政府の関連部門は、それぞれの職責の範囲内で広告管理関連業務を担当する。

第7条 広告業界の組織は、法律、法規および規程の規定に基づいて、業界規範を制定し、業界の自律を強化し、業界の発展を促進し、法律に基づき広告活動を行うように会員を指導し、広告業界の信用構築を推進する。

第2章 広告内容の基準

第8条 広告において、商品の性能、機能、産地、用途、品質、成分、価格、生産者、有効期限、許諾など、またはサービスの内容、提供者、形態、品質、価格、許諾などを表示する場合には、正確、明確かつ明瞭でなければならない。

宣伝する商品またはサービスに贈答品が付する旨が広告に示される場合には、贈答する商品またはサービスの種類、仕様、数量、期限および方法を明示しなければならない。

法律および行政法規で定める広告に明示すべき内容は、顕著かつ明確に表示しなければならない。

第9条 広告は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 中華人民共和国の国旗、国歌、国章、軍旗、軍歌、軍章を使用する、または形を変えて使用すること。

(2) 国家機関、国家機関の職員の名義またはイメージを使用する、または形を変えて使用すること。

(3) 「国家級」、「最高級」、「最良」などの用語を使用すること。

(4) 国家の尊厳または利益を損ない、国家機密を漏洩すること。

(5) 社会の安定を妨害し、社会の公共的利益を損なうこと。

(6) 人身や財産の安全を脅かし、個人のプライバシーを漏洩すること。

(7) 社会の公共秩序を妨害する、または社会の良好な風紀に反すること。

(8) わいせつ、色情、賭博、迷信、テロリズム、暴力の内容を含むこと。

(9) 民族差別、人種差別、宗教差別、性差別の内容を含むこと。

(10) 環境、自然資源または文化遺産の保護を妨害すること。

(11) 法律、行政法規で禁止されているその他の行為。

第10条 広告は、未成年者および障害者の心身の健康を損なってはならない。

第11条 広告の内容に関する事項について行政許可を取得する必要がある場合には、許可の内容と合致しなければならない。

データ、統計資料、調査結果、抄録、引用文などの引用内容を広告に使用する場合には、真実かつ正確であり、出所を明記しなければならない。引用内容に適用範囲や有効期限がある場合には、明示しなければならない。

第12条 広告に専利製品または専利方法に関する内容がある場合には、専利番号および専利の種類を明示しなければならない。

専利権を取得していない場合には、広告で専利権を取得していると偽ってはならない。

専利権が付与されていない専利出願や、終了、取り下げ、無効となった専利を広告に使用することを禁止する。

第13条 広告は、他の生産者や経営者の商品またはサービスを貶めてはならない。

第14条 広告は、識別性を有し、消費者が広告であると識別できるものでなければならない。

マスメディアは、ニュース報道の形式で形を変えて広告を掲出してはならない。マスメディアを通じて掲出される広告は、「広告」と目立つように明記し、他の広告以外の情報と区別し、消費者に誤解を与えるものであってはならない。

ラジオ局やテレビ局は、広告を放送する場合に、時間と方法に関する国務院の関連部門の規定を遵守し、広告の長さを明示しなければならない。

第15条 麻酔薬、向精神薬、医療用毒性薬品、放射性薬品などの特殊医薬品、医薬品類の麻薬前駆化学品、並びに薬物依存治療のための医薬品、医療機器および治療方法は、広告を掲出してはならない。

前項に規定する以外の処方薬は、国務院の衛生行政部門および国務院の薬品監督管理部門が共同で指定する医学、薬学専門誌にのみ広告を掲出することができる。

第16条 医療、医薬品、医療機器の広告には、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

- (1) 効果や安全性を示す断言または保証。
- (2) 治癒率または有効率の説明。
- (3) 他の医薬品、医療機器の効果や安全性または他の医療機関との比較。
- (4) 広告推奨者を利用した推奨、証明。
- (5) 法律、行政法規で禁止されているその他の内容。

医薬品の広告内容は、国務院の薬品監督管理部門が承認した説明書と矛盾してはならず、禁忌事項や副作用を目立つように明示しなければならない。処方薬の広告には、「この広告は医学や薬学の専門家のみを対象としています」と目立つように明記し、非処方薬の広告には、「医薬品の説明書または薬剤師の指導に従って購入および使用してください」と目立つように明記しなければならない。

個人使用が推奨される医療機器の広告には、「製品の説明書をよくお読みいただくか、医療関係者の指導の下で購入および使用してください」と目立つように明記しなければならない。医療機器製品の登録証明書に禁忌事項や注意事項がある場合に、広告には「禁忌事項または注意事項の詳細は説明書を参照してください」と目立つように明記しなければならない。

第17条 医療、医薬品、医療機器の広告を除き、疾病の治療機能に関する広告を一切禁止し、また、医療用語または宣伝する商品を医薬品や医療機器と混同させるおそれのある用語を使用してはならない。

第18条 健康食品の広告には、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

- (1) 効果や安全性を示す断言または保証。
- (2) 疾病の予防、治療機能に関するもの。
- (3) 広告商品が健康の保護に必要であると主張したり、暗示したりするもの。
- (4) 医薬品や他の健康食品との比較。
- (5) 広告推奨者を利用した推奨、証明。
- (6) 法律、行政法規で禁止されているその他の内容。

健康食品の広告には、「本品は医薬品に代わるものではありません」と目立つように明記しなければならない。

第19条 ラジオ局、テレビ局、新聞・雑誌・音声・映像の出版業者、インターネット情報サービス提供者は、健康やウェルネスの知識を紹介する形式で、形を変えて医療、医薬品、医療機器、健康食品の広告を掲出してはならない。

第20条 マスメディアまたは公共の場所において、母乳の全部または一部を代替すると主張する乳児用乳製品、飲料およびその他の食品の広告を掲出することを禁止する。

第21条 農薬、動物用医薬品、飼料および飼料添加物の広告には、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

(1) 効果や安全性を示す断言または保証。

(2) 科学研究機関、学術機関、技術普及機関、業界団体または専門家、使用者の名誉またはイメージを利用した推奨、証明。

(3) 有効率の説明。

(4) 安全使用規定に違反する文字、言語または画面。

(5) 法律、行政法規で禁止されているその他の内容

第22条 マスメディアや公共の場所、公共交通機関、屋外においてたばこの広告を掲出することを禁止する。未成年者にいかなる形式のたばこの広告を送ることも禁止する。

他の商品またはサービスの広告、公益広告を利用して、たばこ製品の名称、商標、包装、装飾および類似する内容を宣伝することを禁止する。

たばこ製品の生産者または経営者が発行する住所移転、名称変更、採用募集などの通知には、たばこ製品の名称、商標、包装、装飾および類似する内容を含んではならない。

第23条 酒類の広告には、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

(1) 飲酒を誘引、勧誘したり、過度の飲酒を宣伝したりするもの。

(2) 飲酒の動作を示すもの。

(3) 自動車の運転や、船舶、飛行機の操縦などの活動を示すもの。

(4) 飲酒により緊張や不安が解消され、体力が増強されるなどの効果があることを明示的または黙示的に示すもの。

第24条 教育、研修の広告には、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

(1) 進学、試験の合格、学位もしくは資格証明書の取得、または教育、研修の効果について、明示的または黙示的に保証的な承諾をするもの。

(2) 関連する試験機関またはその職員、試験の出題者が教育、研修に関与していることを明示的または黙示的に示すもの。

(3) 科学研究機関、学術機関、教育機関、業界団体、専門家、受益者の名義またはイメージを利用した推奨、証明。

第25条 企業誘致などの投資回収の期待がある商品またはサービスの広告は、潜在的なリスクおよびリスクに対する責任負担について適切な注意喚起または警告を行わなければならない。かつ、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

(1) 国が別途定める場合を除き、将来の効果、収益または関連する状況について保証的な承諾をしたり、元本保証、リスクの不存在、収益保証などを明示的または黙示的に示すもの。

(2) 学術機関、業界団体、専門家、受益者の名義またはイメージを利用した推奨、証明。

第26条 不動産の広告では、物件情報は真実でなければならない。面積は建築面積または専有面積で明記しなければならない。かつ、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

(1) 価格上昇または投資回収の承諾。

(2) 物件から具体的な参照物までの所要時間で物件の位置を示すもの。

(3) 価格管理に関する国の規定に違反するもの。

(4) 計画中または建設中の交通、商業、文化教育施設およびその他のインフラ条件について誤解を招く宣伝を行うもの。

第27条 作物の種子、林木の種子、草の種子、種畜・種禽、水産種苗および栽培・養殖の広告では、品種名、生産性能、生育量または収量、品質、耐性、特別な使用価値、経済的価値、栽培または養殖に適した範囲と条件などに関する表現は、真実、明確かつ明瞭でなければならない。かつ、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

(1) 科学的に検証できない断言。

(2) 効果を示す断言または保証。

(3) 経済的効果に関する分析や予測、または保証的な承諾。

(4) 科学研究機関、学術機関、技術普及機関、業界団体または専門家、使用者の名義またはイメージを利用した推奨、証明。

第28条 広告は、虚偽の内容または誤解を招く内容で消費者を欺いたり、誤認させたりする場合に、虚偽広告に該当する。

次の各号のいずれかに該当する場合には、広告は虚偽広告となる。

(1) 商品またはサービスが存在しない場合。

(2) 商品の性能、機能、産地、用途、品質、仕様、成分、価格、生産者、有効期限、販売状況、過去の受賞歴などの情報、またはサービスの内容、提供者、形態、品質、価格、販売状況、過去の受賞歴などの情報、および商品またはサービスに関連する約束などの情報が、実際の状況と一致せず、購買行為に実質的な影響を与える場合。

(3) 架空、偽造、または検証不能な科学研究結果、統計資料、調査結果、抄録、引用文などの情報を証明資料として使用する場合。

(4) 商品の使用効果またはサービスの効果を捏造する場合。

(5) 虚偽の内容または誤解を招く内容で消費者を欺いたり、誤認させたりするその他の場合。

第3章 広告行為の規範

第29条 ラジオ局、テレビ局、新聞・雑誌出版業者は、広告掲出業務を行う場合に、広告業務を専門とする部門を設置し、必要な人員を配置し、広告の掲出に適した場所と設備を備えなければならない。

第30条 広告主、広告取扱業者、広告媒体業者の間は、広告活動において、法律に基づき書面による契約を締結しなければならない。

第31条 広告主、広告取扱業者、広告媒体業者は、広告活動において、いかなる不正競争も行ってはならない。

第32条 広告主は、広告の設計、制作、掲出を委託する場合に、合法的な営業資格を持つ広告取扱業者、広告媒体業者に委託しなければならない。

第33条 広告主または広告取扱業者は、他人の名義またはイメージを広告に使用する場合に、事前に書面による同意を得なければならない。民事行為無能力者、制限民事行為能力者の名義またはイメージを使用する場合に、事前に保護者の書面による同意を得なければならない。

第34条 広告取扱業者、広告媒体業者は、国の関連規定に従って、広告業務を行うための登録、審査、記録管理制度を確立し、整備しなければならない。

広告取扱業者、広告媒体業者は、法律、行政法規に基づいて、関連する証明書類を検査し、広告の内容を確認する。内容が一致しないまたは証明書類が不完全な広告に対して、広告取扱業者は、設計、制作、代理のサービスを提供してはならず、広告媒体業者は、広告を掲出してはならない。

第35条 広告取扱業者、広告媒体業者は、費用徴収基準および費用徴収方法を公表しなければならない。

第36条 広告媒体業者が広告主、広告取扱業者に提供するカバレッジ、視聴率、クリック率、発行部数などの資料は、真実でなければならない。

第37条 法律、行政法規で製造、販売が禁止されている製品または提供が禁止されているサービス、および広告が禁止されている商品またはサービスについては、いかなる組織または個人も広告の設計、制作、代理、掲出を行ってはならない。

第38条 広告推奨者は、広告で商品、サービスを推奨、証明する場合に、事実に基づき、本法および関連する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない、かつ、使用したことのない商品または受けたことのないサービスを推奨、証明してはならない。

10歳未満の未成年者は、広告推奨者となることはできない。

虚偽広告で推奨、証明を行ったとして行政処分を受けてから3年未満の自然人、法人、またはその他の組織は、広告推奨者となることはできない。

第39条 小中学校、幼稚園では広告活動を行ってはならず、小中学生および幼児の教材、補助教材、練習帳、文房具、教具、制服、スクールバスなどを使用して、広告を掲出するまたは形を変えて広告を掲出してはならない。ただし、公益広告は除く。

第40条 未成年者を対象としたマスメディアに、医療、医薬品、健康食品、医療機器、化粧品、酒類、美容の広告、および未成年者の心身の健康に悪影響を与えるオンラインゲームの広告を掲出してはならない。

14歳未満の未成年者を対象とした商品またはサービスの広告には、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

(1) 広告の商品またはサービスを親に購入してもらうように勧誘するもの。

(2) 危険な行為を模倣するように誘発する可能性があるもの。

第41条 県級以上の地方人民政府は、関連部門を組織して、屋外の場所、空間、施設などを利用する屋外広告の監督管理を強化し、屋外広告の設置計画および安全要件を制定しなければならない。

屋外広告の管理方法は、地方の法規、地方政府の規定で定める。

第42条 次の各号のいずれかに該当する場合には、屋外広告を設置してはならない。

(1) 交通安全施設、交通標識を使用する場合。

(2) 市政の公共施設、交通安全施設、交通標識、消防施設、消防安全標識の使用に影響を与える場合。

(3) 生産または人民の生活を妨害し、街の景観を損なう場合。

(4) 国家機関、文物保護単位、景勝地などの建築規制地域、または県級以上の地方人民政府が屋外広告の設置を禁止している地域に設置する場合。

第43条 いかなる組織または個人も、当事者の同意または要請がない限り、その住宅、交通手段などに広告を送付してはならず、電子情報の形で広告を送信してはならない。

電子情報の形で広告を送信する場合には、送信者の本当の身元と連絡先を明示し、今後の受信を拒否する方法を受信者に提供しなければならない。

第44条 インターネットを利用して広告活動を行う場合には、本法の各規定が適用される。

インターネットを利用して広告を掲出、送信する場合には、ユーザーによるネットワークの正常な使用に影響を与えてはならない。ウェブページにポップアップなどの形で掲出される広告は、ワンクリックで閉じることができるように、閉じるマークを目立つように明示しなければならない。

第45条 公共の場所の管理者または電気通信事業者、インターネット情報サービス提供者は、その場所または情報発信・配信プラットフォームを使用して違法広告を送信、掲出することを知っているまたは知るべきである場合に、制止しなければならない。

第4章 監督管理

第46条 医療、医薬品、医療機器、農薬、動物用医薬品、健康食品の広告、および法律、行政法規で審査を受けなければならないと定めるその他の広告を掲出する場合に、掲出前に関連部門（以下「広告審査機関」という）が広告の内容を審査しなければならない。審査を受けていない場合には掲出してはならない。

第47条 広告主は、広告審査を申請する場合に、法律、行政法規に従って、関連する証明書類を広告審査機関に提出しなければならない。

広告審査機関は、法律、行政法規の規定に基づいて審査決定を下し、審査承認書類の写しを同級の市場監督管理部門に送付しなければならない。広告審査機関は、承認した広告を速やかに社会に公開しなければならない。

第48条 いかなる組織または個人も、広告審査承認書類を偽造、変造または譲渡してはならない。

第49条 市場監督管理部門は、広告の監督管理の職責を履行する場合に、次の各号に掲げる職権を行使することができる。

(1) 違法な広告活動に関与した疑いのある場所に対して立入検査を実施すること。

(2) 法律違反の疑いのある当事者またはその法定代表者、主な責任者およびその他の関係者を尋問し、関連する組織又は個人を調査すること。

(3) 法律違反の疑いのある当事者に対して、関連する証明書類を所定の期間内に提出するよう求めること。

(4) 法律違反の疑いのある広告に関連する契約書、請求書、会計帳簿、広告作品およびその他の関連資料を調査、複製すること。

(5) 法律違反の疑いのある広告に直接関連する広告物、営業用具、設備などの財産を差し押さえ、押収すること。

(6) 重大な結果を招きかねない法律違反の疑いのある広告の掲出停止を命じること。

(7) 法律、行政法規が定めるその他の職権。

市場監督管理部門は、広告監視制度を確立し整備し、監視措置を改善し、違法な広告行為を迅速に発見し、法律に基づき調査・処理しなければならない。

第50条 国務院の市場監督管理部門は、国務院の関連部門と協力して、マスメディアへの広告掲出に関する行為規範を制定する。

第51条 市場監督管理部門は、本法の規定に従って職権を行使し、当事者は、支援・協力しなければならず、拒否・妨害してはならない。

第52条 市場監督管理部門および関連部門とその職員は、広告の監督管理活動において知り得た商業秘密について守秘義務を負う。

第53条 いかなる組織または個人も、本法に違反する行為について、市場監督管理部門および関連部門に苦情を申し立て、通報する権利を有する。市場監督管理部門および関連部門は、苦情、通報を受け付ける電話番号、意見箱または電子メールアドレスを社会に公開しなければならず、苦情、通報を受けた部門は、苦情を受けてから7営業日以内に処理し、苦情申立人、通報者に通知しなければならない。

市場監督管理部門および関連部門が法律に基づき職責を履行しない場合には、いかなる組織または個人も、その上級機関または監査機関に通報する権利を有する。通報を受けた機関は、法律に基づき処理し、処理結果を速やかに通報者に通知しなければならない。

関連部門は、苦情申立人、通報者の秘密を保持しなければならない。

第54条 消費者協会およびその他の消費者団体は、本法の規定に違反し、虚偽広告を掲出して消費者の合法的権益を侵害する行為、およびその他社会の公共的利益を害する行為に対して、法律に基づき社会監督を行う。

第5章 法的責任

第55条 本法の規定に違反し、虚偽広告を掲出した場合には、市場監督管理部門は、広告の掲出停止を命じ、広告主にに対して相応する範囲内で影響をなくすよう命じ、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、広告費用が計算できないまたは明らかに低い場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科す。2年以内に3回以上の違法行為があった場合、またはその他重大な情状があった場合には、広告費用の5倍以上10倍以下の罰金を科し、広告費用が計算できないまたは明らかに低い場合は、100万元以上200万元

以下の罰金を科し、営業許可を取り消すことができ、かつ、広告審査機関は、広告審査承認書類を取り消し、1年以内に広告審査申請を受理しない。

医療機関に前項に規定する違法行為があり、情状が重大であった場合には、市場監督管理部門が本法に基づいて処罰するほか、衛生行政部門は、診療科目を取り消し、または医療機関の開業許可を取り消すことができる。

広告取扱業者または広告媒体業者が広告が虚偽であることを知っている、または知るべきであるにもかかわらず、設計、制作、代理、掲出を行った場合には、市場監督管理部門は、広告費用を没収し、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、広告費用が計算できないまたは明らかに低い場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科す。2年以内に3回以上の違法行為があった場合、またはその他重大な情状があった場合には、広告費用の5倍以上10倍以下の罰金を科し、広告費用が計算できないまたは明らかに低い場合は、100万元以上200万元以下の罰金を科し、かつ、関連部門は、広告掲出業務を停止し、営業許可を取り消すことができる。

広告主、広告取扱業者、広告媒体業者が本条第1項、第3項に定める行為を行い、犯罪を構成した場合には、法律に基づき刑事責任を追及する。

第56条 本法の規定に違反し、虚偽広告を掲出し、消費者を欺いたり誤認させたりして、商品を購入したまたはサービスを受けた消費者の合法的な権益を損なった場合には、広告主は、法律に基づき民事責任を負う。広告取扱業者、広告媒体業者が広告主の実名、住所および有効な連絡先を提供できない場合には、消費者は、広告取扱業者、広告媒体業者に事前賠償を要求することができる。

消費者の生命や健康に関わる商品またはサービスの虚偽広告により消費者に損害を与えた場合には、その広告取扱業者、広告媒体業者、広告推奨者は、広告主と連帯して責任を負わなければならない。

前項に規定する以外の商品またはサービスの虚偽広告により消費者に損害を与えた場合には、その広告取扱業者、広告媒体業者、広告推奨者は、広告が虚偽であることを知っ

ている、または知るべきであるにもかかわらず、設計、制作、代理、掲出または推奨、証明を行ったときは、広告主と連帯して責任を負わなければならない。

第57条 次の各号に掲げる行為のいずれかを行った場合には、市場監督管理部門は、広告の掲出停止を命じ、広告主に対して20万元以上100万元以下の罰金を科し、情状が重大な場合には、営業許可を取り消すことができ、かつ、広告審査機関は、広告審査承認書類を取り消し、1年以内に広告審査申請を受理しない。広告取扱業者、広告媒体業者に対して、市場監督管理部門は、広告費用を没収し、20万元以上100万元以下の罰金を科し、情状が重大な場合は、営業許可を取り消すことができる。

(1) 本法第9条、第10条に規定する禁止事項を含む広告を掲出すること。

(2) 本法第15条の規定に違反して、処方薬の広告、医薬品類の麻薬前駆化学品の広告、薬物依存治療のための医療機器および治療方法の広告を掲出すること。

(3) 本法第20条の規定に違反して、母乳の全部または一部を代替すると主張する乳児用乳製品、飲料およびその他の食品の広告を掲出すること。

(4) 本法第22条の規定に違反して、たばこの広告を掲出すること。

(5) 本法第37条の規定に違反して、製造、販売が禁止されている製品または提供が禁止されているサービス、または広告が禁止されている商品またはサービスを宣伝するために広告を使用すること。

(6) 本法第40条第1項の規定に違反して、未成年者を対象としたマスメディアに、医療、医薬品、健康食品、医療機器、化粧品、酒類、美容の広告、および未成年者の心身の健康に悪影響を与えるオンラインゲームの広告を掲出すること。

第58条 次の各号に掲げる行為のいずれかを行った場合には、市場監督管理部門は、広告の掲出停止を命じ、広告主に対して相応する範囲内で影響をなくすよう命じ、広告費用の1倍以上3倍以下の罰金を科し、広告費用が計算できないまたは明らかに低い場合は、10万元以上20万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合には、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、広告費用が計算できないまたは明らかに低い場合は、20万元以上

100万円以下の罰金を科し、営業許可を取り消すことができ、かつ、広告審査機関は、広告審査承認書類を取り消し、1年以内に広告審査申請を受理しない。

(1) 本法第16条の規定に違反して、医療、医薬品、医療機器の広告を掲出すること。

(2) 本法第17条の規定に違反して、広告で疾病の治療機能を言及したり、医療用語または宣伝する商品を医薬品や医療機器と混同させるおそれのある用語を使用したりすること。

(3) 本法第18条の規定に違反して、健康食品の広告を掲出すること。

(4) 本法第21条の規定に違反して、農薬、動物用医薬品、飼料および飼料添加物の広告を掲出すること。

(5) 本法第23条の規定に違反して、酒類の広告を掲出すること。

(6) 本法第24条の規定に違反して、教育、研修の広告を掲出すること。

(7) 本法第25条の規定に違反して、企業勧誘などの投資回収の期待がある商品またはサービスの広告を掲出すること。

(8) 本法第26条の規定に違反して、不動産の広告を掲出すること。

(9) 本法第27条の規定に違反して、作物の種子、林木の種子、草の種子、種畜・種禽、水産種苗および栽培・養殖の広告を掲出すること。

(10) 本法第38条第2項の規定に違反して、10歳未満の未成年者を広告推奨者とする事。

(11) 本法第38条第3項の規定に違反して、自然人、法人、またはその他の組織を広告推奨者とする事。

(12) 本法第39条の規定に違反して、小中学校、幼稚園で、または小中学生、幼児に関する物品を使用して広告を掲出すること。

(13) 本法第40条第2項の規定に違反して、14歳未満の未成年者を対象とした商品またはサービスの広告を掲出すること。

(14) 本法第46条の規定に違反して、審査を受けずに広告を掲出すること。

医療機関に前項に規定する違法行為があり、情状が重大であった場合には、市場監督管理部門が本法に基づいて処罰するほか、衛生行政部門は、診療科目を取り消し、または医療機関の開業許可を取り消すことができる。

広告取扱業者、広告媒体業者が本条第1項に規定する違法行為があることを知っている、または知るべきであるにもかかわらず、設計、制作、代理、掲出を行った場合には、市場監督管理部門は、広告費用を没収し、広告費用の1倍以上3倍以下の罰金を科し、広告費用が計算できないまたは明らかに低い場合は、10万元以上20万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合には、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、広告費用が計算できないまたは明らかに低い場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科し、かつ、関連部門は、広告掲出業務を停止し、営業許可を取り消すことができる。

第59条 次の各号に掲げる行為のいずれかを行った場合には、市場監督管理部門は、広告の掲出停止を命じ、広告主に対して10万元以下の罰金を科す。

(1) 広告の内容が本法第8条の規定に違反した場合。

(2) 広告の引用内容が本法第11条の規定に違反した場合。

(3) 専利に関する広告が本法第12条の規定に違反した場合。

(4) 本法第13条の規定に違反して、広告が他の生産者や経営者の商品またはサービスを貶めた場合。

広告取扱業者、広告媒体業者が前項に規定する違法行為があることを知っている、または知るべきであるにもかかわらず、設計、制作、代理、掲出を行った場合には、市場監督管理部門は、10万元以下の罰金を科す。

広告が本法第14条の規定に違反して識別性を有しない場合、または本法第19条の規定に違反して形を変えて医療、医薬品、医療機器、健康食品の広告を掲出した場合には、市場監督管理部門は、是正を命じ、広告媒体業者に対して10万元以下の罰金を科す。

第60条 本法第34条の規定に違反して、広告取扱業者、広告媒体業者が国の関連規定に従って広告業務管理制度を確立し整備しなかった場合、または広告の内容を確認しなかった場合には、市場監督管理部門は、是正を命じ、5万元以下の罰金を科すことができる。

本法第35条の規定に違反して、広告取扱業者、広告媒体業者が費用徴収基準および費用徴収方法を公表しなかった場合には、価格主管部門は、是正を命じ、5万元以下の罰金を科すことができる。

第61条 広告推奨者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市場監督管理部門は、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上2倍以下の罰金を科す。

(1) 本法第16条第1項第4号の規定に違反して、医療、医薬品、医療機器の広告において推奨、証明を行った場合。

(2) 本法第18条第1項第5号の規定に違反して、健康食品の広告において推奨、証明を行った場合。

(3) 本法第38条第1項の規定に違反して、使用したことのない商品または受けたことのないサービスに対して推奨、証明を行った場合。

(4) 広告が虚偽であることを知っている、または知るべきであるにもかかわらず、広告において商品またはサービスに対して推奨、証明を行った場合。

第62条 本法第43条の規定に違反して広告を送信した場合には、関連部門は、違法行為の停止を命じ、広告主に対して5千元以上3万元以下の罰金を科す。

本法第44条第2項の規定に違反して、インターネットを利用して広告を掲出し、ワンクリックで閉じることができるように、閉じるマークを目立つように明示しなかった場合には、市場監督管理部門は、是正を命じ、広告主に対して5千元以上3万元以下の罰金を科す。

第63条 本法第45条の規定に違反して、公共の場所の管理者および電気通信事業者、インターネット情報サービス提供者が、広告活動が違法であることを知っているまた

は知るべきでありながら制止しなかった場合には、市場監督管理部門は、違法所得を没収し、違法所得が5万元以上の場合は、違法所得の1倍以上3倍以下の罰金を科し、違法所得が5万元未満の場合は、1万元以上5万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合には、関連部門は、法律に基づき関連業務を停止する。

第64条 本法の規定に違反して、真実の状況を隠したり虚偽の資料を提出したりして広告審査を申請した場合には、広告審査機関は、申請を受理せずまたは承認せず、警告を出し、1年以内に当該申請者の広告審査申請を受理しない。欺瞞、賄賂などの不正な手段により広告審査の承認を取得した場合には、広告審査機関は、承認を取り消し、10万元以上20万元以下の罰金を科し、3年以内に当該申請者の広告審査申請を受理しない。

第65条 本法の規定に違反して、広告審査承認書類を偽造、変造または譲渡した場合には、市場監督管理部門は、違法所得を没収し、1万元以上10万元以下の罰金を科す。

第66条 本法に規定する違法行為があった場合には、市場監督管理部門は、信用記録に記入し、関連する法律、行政法規に基づき公表する。

第67条 ラジオ局、テレビ局、新聞・雑誌・音声・映像の出版業者が違法広告を掲出したり、ニュース報道の形式で形を変えて広告を掲出したり、健康やウェルネスの知識を紹介する形式で形を変えて医療、医薬品、医療機器、健康食品の広告を掲出したりした場合に、市場監督管理部門は、本法に基づき処罰を科すときに、新聞出版・ラジオ・テレビ主管部門およびその他の関連部門に通知しなければならない。新聞出版・ラジオ・テレビ主管部門およびその他の関連部門は、責任ある管理者および直接責任者に対して、法律に基づき処罰しなければならない。情状が重大な場合には、媒体の広告掲出業務を停止することができる。

新聞出版・ラジオ・テレビ主管部門およびその他の関連部門が、ラジオ局、テレビ局、新聞・雑誌・音声・映像の出版業者に対して前項の規定に従って処理していない場合には、責任ある管理者および直接責任者に対して、法律に基づき処罰する。

第68条 広告主、広告取扱業者、広告媒体業者が本法の規定に違反して、次の各号に掲げる侵害行為のいずれかがあった場合には、法律に基づき民事責任を負う。

- (1) 広告で未成年者または障害者の心身の健康を損なった場合。
- (2) 他人の専利を偽造した場合。
- (3) 他の生産者や経営者の商品、サービスを貶めた場合。
- (4) 他人の名義またはイメージを無断で広告に使用した場合。
- (5) 他人の合法的な民事権益を侵害したその他の場合。

第69条 虚偽広告の掲出、または本法に規定するその他の違法行為により営業許可を取り消された会社、企業の法的代表者は、違法行為について個人責任を負った場合には、当該会社、企業の営業許可が取り消された日から3年以内に、会社、企業の取締役、監査役、上級管理者を担当してはならない。

第70条 本法の規定に違反して、市場監督管理部門による監督検査を拒否、妨害し、またはその他治安管理に違反する行為を構成した場合には、法律に基づき治安管理处罰を科す。犯罪を構成した場合には、法律に基づき刑事責任を追及する。

第71条 広告審査機関が違法な広告内容に対して審査承認決定を下した場合には、責任ある管理者および直接責任者に対して、任命機関または監察機関は、法律に基づき処罰する。犯罪を構成した場合には、法律に基づき刑事責任を追及する。

第72条 市場監督管理部門が、広告監視の職責を履行する際に発見した違法な広告行為、または苦情や通報を受けた違法な広告行為に対して、法律に基づき調査・処理しなかった場合には、責任ある管理者および直接責任者に対して、法律に基づき処罰する。

市場監督管理部門および広告管理関連業務を担当する関連部門の職員が職務を怠ったり、職権を乱用したり、私情にとらわれて不正行為をしたりした場合には、法律に基づき処罰する。

前二項の行為があり、犯罪を構成した場合には、法律に基づき刑事責任を追及する。

第六章 附則

第73条 国家は、公益広告の宣伝活動を実施し、社会主義の核心的価値観を広め、文明的慣習を提唱することを奨励、支持する。

マスメディアは、公益広告を掲出する義務を負う。ラジオ局、テレビ局、新聞・雑誌出版業者は、規定されるレイアウト、時間帯、長さに従って公益広告を掲出しなければならない。公益広告の管理方法は、国务院の市場監督管理部門が関連部門と協力して制定する。

第74条 本法は、2015年9月1日から施行する。

出所先：国家市場監督管理総局 2021年4月29日

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_5474cf75173c45d6a0379730fb4e8d97.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。